

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年4月11日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
205頁	表、「抵当権の順位」の「譲渡」「放棄」の具体例	B→C	B→E

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 刑法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年4月11日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
291頁	下表「包含説①」、「包含説②(団藤)」、「折衷説」中「故意のある場合の処断」内	→強制性交等致傷罪(181Ⅱ, 5年～無期)	→強制性交等致傷罪(181Ⅱ, 6年～無期)

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民事訴訟法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年5月17日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
28頁	記述5の解説	そして、これによって両親の法定代理権は消滅するから、本記述の場合、両親は法定代理人として訴訟行為をすることはできない。	なお、これによって両親の法定代理権は当然に消滅するわけではなく、本人又は両親から相手方に通知することで消滅の効力を生じる(36条1項)。